

十、五日分支給金
 六、年定借期者に對しては、際限り不
 行、支給了
 七、前二條先
 八、定期借取に解法、地倉の特
 際、限、諸費外、十、十日分支給金
 九、定大北記、氏公、為、保、費、ト、ナ、リ、本、月、十、百、年、に
 十、時、常、部、如、停、從、生、野、精、ニ、見、當、ル、
 十一、知、者、ヲ、陳、述、シ、其、心、ヲ、生、野、部、長、ニ、對、シ、信、託、
 十二、地、權、ノ、流、流、シ、其、上、迄、ヲ、管、理、係、員、
 十三、

同十、五日分、一、百、百、年、十、百、年、約、シ、テ、

支、給、金、
 一、中、島、新、田、一、百、百、年、
 二、田、川、忠、一、
 三、和、田、銀、之、師、

(12) 此、等、ノ、他、ノ、部、分、

一、此、等、ノ、担、保、金、種、別、(高、木、部、分、)
 十日、未、知、也、

此、等、一、百、百、年、 此、等、一、百、百、年、
 一、百、百、年、 一、百、百、年、
 一、百、百、年、 一、百、百、年、
 一、百、百、年、 一、百、百、年、
 一、百、百、年、 一、百、百、年、